令和元年度 環境デュー・ディリジェンスに関する検討会 (第1回) 議事録

日 時: 令和元年9月26日(木)17:00~19:00

会 場:環境省第1会議室

出席者:栗野委員、上妻委員、後藤敏彦委員(委員長)、後藤文昭委員、

立川委員、冨田委員、名取委員、柳田委員 (五十音順)

議事:

(1) 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書作成にあたっての進め方、論点整理

(配布資料)

資料1 令和元年度環境デュー・ディリジェンスに関する検討会 委員名簿

資料2 令和元年度環境デュー・ディリジェンスに関する検討会 開催要領

資料3 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書【構想】

資料 4 IS014001・20400 におけるサプライチェーンマネジメント概要

| 開会

○ 事務局

お忙しいところご参集いただきまして誠にありがとうございます。これより令和元年度の第1回「環境デュー・ディリジェンスに関する検討会」を開催させていただきます。

サスティービー・コミュニケーションズの福島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたり、環境省 大臣官房 環境経済課の西村課長よりご挨拶をお願いいたします。

〇 環境省

皆さま、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうご ざいます。

環境省では環境情報の開示ということで、「環境報告ガイドライン」を、長年皆様にお世話になりながら整備し、実業界の皆さんには開示をしていただいているところでございます。これまでの検討の中で、今回のテーマである環境デュー・ディリジェンスの分野についてもさらに検討を深めていこうということになってございまして、これから何回かにわたりましてご検討いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

<委員紹介>

○ 事務局

次に、本検討会にご参画いただいた委員のみなさまを、お手元の「資料 1:委員名簿」に沿ってご紹介いたしますので、一言ずつご挨拶をよろしくお願いします。では、 粟野委員からよろしくお願いいたします。

○ 粟野委員

粟野でございます。

環境報告ガイドラインの改定、手引きの策定という形で関わらせていただきまして、特に生物多様性の分野についていろいろとお手伝いできたのでよかったかなと思っています。その知見を、今年度もこのデュー・ディリジェンスの中で、生物多様性に限らず、サプライチェーンマネジメント、バリューチェーンマネジメントという部分で、少しでも何か良い発言ができればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〇 上妻委員

上智大学の上妻でございます。環境デュー・ディリジェンスというテーマは非常に難しくて、なんらかの文書として成果物にするためには相当練っていかなければいけないと思いますので、皆さまと活発な議論を交わしながら結論が出るようにがんばりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 後藤(敏)委員

私は、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの業務執行理事をしております、後藤でございます。「環境報告ガイドライン 2018 年版」から手引き等の委員も務めさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 後藤(文)委員

三井住友信託銀行の後藤と申します。よろしくお願いいたします。私どもは環境問題、社会問題の解決のためには、世界企業がうまくシステムを利用しないといけない、それにはデュー・ディリジェンスによるところは大きいと考えています。特にサプライチェーンマネジメントにおいてマテリアル等をしっかり把握することですとか、コミュニケーションなどはよく行われていると思いますので、有効な議論ができるかと思います。よろしくお願いします。

○ 立川委員

プロファームジャパンの立川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私が今回貢献させていただくとすると、ISOの世界で約10年ぐらい、規格の策定等にも参加させていただいておりまして、サプライチェーン管理に係る規格にも携わったということで、そのあたりについてご案内するということと、また、デュー・ディリジェンスというところで、少し観点が違うのですが、企業の取引についての査定といったことも仕事としてやっておりますので、いろいろな観点で今回、検討会に参加させていただけると思います。よろしくお願いいたします。

○ 事務局

ロイドレジスタージャパンの冨田委員はお仕事の都合で若干遅れられ、18 時頃御 到着と伺っております。本田技研の名取委員お願いいたします。

○ 名取委員

本田技研の名取と申します。よろしくお願いいたします。私は元々購買にいたので、サプライチェーンの領域につきましては10年間ほど現場で経験しています。今回手引書を作成するにあたって、企業側としてどのように活用できるのが大きな着眼点になるかと考えています。そういった意味で、私の方からご提案をさせていただき、分かりやすい手引書作りに貢献できればと考えております。よろしくお願いいたします。

○ 事務局

ありがとうございます。 最後の花王の柳田委員は、ご都合のため 18 時半頃のご到着と伺っております。

<委員長選任及び挨拶>

○ 事務局

続きまして、本検討会の委員長の選出を行わせていただきます。本検討会の委員長は、委員の皆さまの互選で選出していただきますが、僭越ながら事務局といたしましては「環境報告ガイドライン 2018 年版」の改定において検討会の委員を務められ、環境経営学会の活動を通じて、またグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの理事として、日本における環境デュー・ディリジェンス浸透に尽力しておいでの後藤敏彦委員に委員長になっていただければと考えております。皆さまいかがでしょうか。

(拍手)

○ 後藤(敏)委員(以下、「委員長」とする。)

それでは僭越ではございますが、委員長を務めさせていただきます。

「環境報告ガイドライン」改定の委員も務めさせていただき、今、冨田委員が GRI のジャパンディレクターですが、 私も昔 GRI の理事をやっておりました。世界の報告等が円滑になるようなガイドラインをつくろうということでやってまいりました。デュー・ディリジェンスについては、先ほどご紹介ありましたように、地球環境基金を頂いて環境経営学会でプログラムを作りました。それを、理事を務めるグローバル・コンパクトに提供して、そこで実務家たちが使ってブラッシュアップしているということもあります。このように取り組みが進む状況となってきました。

それでは議事に入ります前に、本日の議事予定と配布資料の確認について事務局からお願いします。

<議事・資料確認>

○ 事務局

本日の会議は19時までの予定でございます。次に、議事と配付資料の確認をさせていただきます。議事次第をご覧ください。(議事次第に基づき説明)

では、報道関係の皆様のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

冨田委員、先ほど皆様よりお言葉をいただいたのですが、環境デュー・ディリジェンスの検討会のご参加にあたって一言いただけますでしょうか。

○ 冨田委員

ロイドレジスタージャパン冨田と申します。遅れてまいりまして失礼いたしました。特にコメントすることもないと思いますので、後ほどコメントさせていただきます。

<本検討会の趣旨説明>

○ 委員長

それでは、開催運営について環境省の菅生課長補佐からご説明をお願いいたします。

○ 環境省

資料に従いましてご説明させていただきます。(資料2に基づき説明)

||. 議事

(1)環境デュー・ディリジェンスに関する手引書作成にあたっての進め方、論点 整理

○ 委員長

ありがとうございました。それでは、本日の議題、環境デュー・ディリジェンスに関する手引書作成にあたっての進め方、論点整理に入りたいと思います。まず上妻委員より環境デュー・ディリジェンスの概念および国際動向について、続けて立川委員より「IS014001・20400におけるサプライチェーンマネジメント概要」について説明を頂きたいと思います。

○ 上妻委員

それでは、お手元の「資料3 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書【構想】」 をご覧ください。これの2ページ目と3ページ目についてご説明させていただきた いと思います。

そもそも事務局のお手伝いをしてどういう風な構想をするのかということを考える時に、まず、デュー・ディリジェンスの概念についてきちんと整理しておいた方がいいだろうということで、これについてまとめてみました。

「デュー・ディリジェンス」は日本にない概念なので、非常に分かりにくいのですが、おそらく二つの意味があるだろうということです。

一つ目の意味が、「相当の注意(reasonable care)」といわれており、その「行為基準」です。そういう行為をするという義務について語られることが多いです。簡単に言ってしまうと 道理をわきまえている者が、ある特定の状況下で、当然なすべきことを、期待される判断、注意、行為の基準などをもって行うという考え方であるということです。これは、後で出てくる日本の会社法で言われるところの善管注意義務に多少似ているところがあるのですが、こういう意味が元々はあります。法律上の概念だと思いますが、ローマ法の時代からあるというようなことが言われていまして、ひとつの意味としてご理解いただきたいと思います。

2番目に、最初に言った「相当の注意」の「行為基準」という意味が、今では相当の注意の「実行プロセス」ということに変わってきていると言われています。これは相当の注意義務を果たすために何をしなければいけないのかという「プロセス」について言っている、つまり「デュー・ディリジェンスを実行する」ということの「実行」が取れて、「デュー・ディリジェンス」という言葉に変わっているということです。この場合の義務の水準、どのぐらいまで義務を果たせばいいのかということですが、これはリスクベースで、リスクが重ければ重いだけ追加的にしなければならないし、リスクが軽ければそこまでしなくてもいいということです。

最終的にはその時の状況や、会社の場合でいえば業種、地理的な立地、企業の規模、その他様々なことで変わってくると思います。最終的には、その良し悪しはステークホルダーが判断するというロジックで考えていくというのが、この環境デュー・ディリジェンスに関する手引書を考えるには重要になるかと思います。ですから、「企業が相当の注意をもって企業責任を果たすということを担保するために実行する一連の手順」であると。「特定の状況下で企業が取る、特定のリスクの評価、回避、軽減プロセスを組む一連の行動体系」ということです。

これが善管注意義務とどう違うかということですが、善管注意義務を果たすための 実行プロセスがデュー・ディリジェンスと言っていいと思います。逆に、善管注意義 務を果たしたからといって、実行プロセス型のデュー・ディリジェンスをしたことに なるとは必ずしも言えないので、片務的と言いましょうか、必要条件であって十分条 件ではないと言えると思います。日本の会社法で言っているところの善管注意義務 に比べると、デュー・ディリジェンスでいっている「相当の注意」の水準はかなり重 くて広い場合がある。むしろ重く広くなっているということが考えられます。

一つは、注意をしなければいけない対象になっているもの、例えば環境であれば、 環境保全についての企業責任に関する社会的な認知度、期待度が大きくなればなる ほど変化していくし、それは会社法で言うところの善管注意義務が、会社が適法に行 動することを担保する、という意味での適法レベルよりは、ずっと超えた領域までい ってしまうので、かなり重く広いということが言えるだろうと思います。

持続可能な社会に移っていく時の企業責任の範囲という観点から考えると、法律上

の責任の範囲自体が国や地域によって違っていますし、これからどんどん持続可能 な社会に移っていって、社会システムが変わることによって企業に対する期待度が 変わっていきますので、当然のことながら、日本の会社法で言っているような善管注 意義務もどんどん大きくなっていくだろうと考えられます。

「行為基準」であったデュー・ディリジェンスの概念が「実行プロセス」に移ってくるプロセスというのは、善管注意義務を果たした場合に、それが無過失責任を問われるようなケースで免責になるかならないかということで形成されてきたという経緯があります。つまり、会社の役員が一生懸命経営していて善管注意義務を果たしているけれども、何らかの無過失責任を問われるような場合に、デュー・ディリジェンスのプロセスを実行している場合には免責になるというような形で、法律上は整備されてきた経緯がありますので、どこまでやれば企業責任なり経営責任なりということで許されるのかという、プロセスの水準の一つの目安になるだろうということです。

このデュー・ディリジェンスについて述べている国際的なガイドラインで有名なものは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、それから OECD の「多国籍企業行動指針」といったものがデュー・ディリジェンスを要求していますが、これは注意義務というよりむしろ実行プロセス型のデュー・ディリジェンスなので、これも含めて、概念が注意義務というところの概念から実行プロセスに移ってきているということがよくわかるだろうと思います。

この実行プロセス型のデュー・ディリジェンスについて、国際的な規制が大変強くなっています。3ページをご覧ください。ここに書いてあるものは、基本的には人権と、それから環境も含む、いわゆる企業責任を含むような国際的な規制です。通常この種の規制というのは、企業に何かをやらせるためのものですが、報告規制で結果を担保するというのが一般的です。つまり、「何々をしなさい」という規制の仕方ではなくて、「やったことについて報告する」ことを義務付けて、その結果を見てステークホルダーが良し悪しを判断するということです。

しかし、2017年ぐらいから、例えば2017年のフランス「企業注意義務法」、「EU 紛争鉱物規則」、それから2018年のスイスの「RBI カウンター法案」もそうですが、報告規制ではなくて、デュー・ディリジェンスそのものを実際に行うこと、という規制になってきています。つまり、報告で間接的に規制するのではなくてデュー・ディリジェンスを、プロセスをきちんと整備して、それを運用しているということが、直接規制の対象となっているという意味では、非常に重要性が出てきていると思います。

これまでは人権に関するデュー・ディリジェンスが多かったのですが、環境がこのところ非常に増えてきています。ということは、環境も人権も含めて、つまり企業のESGリスクに対してどういうふうに備えるかという視点で、このデュー・ディリジェ

ンスが扱われてきているような傾向が見られます。

典型的なのは EU の「非財務報告指令」です。これは、EU 加盟 28 カ国の会社法を規制する EU の指令、法律で、企業に対する環境、社会、人権、従業員、腐敗防止についての情報開示を求めているのですが、その中で、それぞれについての方針と実施したデュー・ディリジェンスのプロセスを書くこと、という規定があります。方針をそれぞれ持っていなければいけないということと、単に方針だけではなくて、その方針を実行するための対策がデュー・ディリジェンスとして述べられている、というのが重要なのだと思います。

フランスの「企業注意義務法」においては、人権、環境、衛生安全、腐敗防止など、「多国籍企業ガイドライン」(多国籍企業行動指針)とほとんど同じような範囲だと思いますが、これらについてデュー・ディリジェンスのプランを作ることを義務づけています。罰則、罰金もあります。通常はこういう法律にはない、親会社責任の規定というのもあり、企業集団の中の子会社が、人権や環境などの問題できちんとデュー・ディリジェンスのプロセスを運用していないケースでは、親会社の責任が問われます。フランスでは、規制が法人格という壁を越えてしまったということで非常に注目されています。

ここで申し上げたいのは、国際的なデュー・ディリジェンスの運用規制がすでに始まっているということです。これらは、いずれサプライチェーンを経由して、日本の中小企業も含めて様々な企業に影響を及ぼすことになりますので、デュー・ディリジェンスに対する考え方をまとめて、それについての準備をすることが必要になっているのではないかと考えられます。以上です。

委員長

どうもありがとうございました。ご質問などは、後ほどのディスカッションの時に 時間を取れると思いますので。続きまして立川委員、お願いいたします。

○ 立川委員

私の方から ISO の関係について説明したいと思います。みなさまからも、適宜補足をお願いしたいと思います。「資料 4 ISO14001・20400 におけるサプライチェーンマネジメント概要」をご覧ください。

今回の検討テーマがデュー・ディリジェンスということで、ISO14001 環境マネジメントシステムの中でどのような形で扱われているか、そこを中心に書かせていただいております。後は、実際にこういった ISO の運用をしている企業を身近に見ていく中で、実際にデュー・ディリジェンスあるいはサプライチェーンの管理にどういう課題が見られるか、感じたか、そのあたりについても最後ご案内させていただきたいと思います。

まず、2ページ目ですが、IS014001 は 2015 年に改訂され、大きくいくつか改訂点があります。特にこの中で、組織の状況を考えた時に、外部の問題を捉えていくとい

うこと、それから外部を管理、そして影響を与えていくというその二つの要素をかなり明確に入れています。具体的には「運用と管理」ということで、いわゆる ISO14001の PDCA の中で、特にプランの部分で購買、調達、企業内の機能のところで、どのようにバリューチェーンやライフサイクルという視点を導入していくか、その辺りについてかなり内容が広がっている状況です。

具体的には 3 ページ目になりますが、一点目のポイントとしてやはりバリューチェーン及びライフサイクルの視点の導入です。モノの調達から廃棄まで、一連のバリューチェーンの中でのサプライチェーンの取扱をどうするかと言うことで、一定程度の管理と影響を及ぼすということが求められる状況に今はなっております。ただ後ほどで出てきますが、実際に管理と影響がどの程度まで及ぶかについては、当然、マネージメントスタンダードという位置づけになっていますので、そこまで明確に記述規定はされていないという状況になっております。

続きまして、4ページですが、運用の中でみていきますと、要求事項ということで、 具体的な運用の計画において、実際に自分たちが外部委託をしているコントラクター、あるいはプロセス自体を外部委託している事業者、そういったところに対して、 どういったことを実施しなくてはいけないかということが明確にうたわれています。 具体的には、4ページのスライドに A) B) C) D) という項目で書かせていただいています。

まず、B)です。必要に応じてという書き方にはなっておりますが、製品及びサービスの調達に関する環境上の要求事項を決定しましょう、というような基準を自分たちでも作ることになります。それから請負を含む外部提供者、いわゆるサプライヤーに対して、関連する環境上の要求事項を伝達する、いわゆるコミュニケーションというところが、現在サプライチェーンをマネジメントするという要素の中で明確にうたわれています。

今回、IS014001 全体を説明してということではないので、特にサプライチェーン に資するところを中心にご案内いたしました。

続きまして、5ページの IS020400 の規格ですが、こちらは 2017 年 4 月に発行されたガイダンスの規格であり、認証規格という位置付けではありません。考え方については、IS026000 の中核主題と 37 の課題を根本に置き、調達にフォーカスして規定された規格になっています。

若干戻りますが、IS014001 の改訂、こちらの方も IS026000 との語句の整合ということについては当然かなり意識されてつくられております。

規格も ISO20400 も目的としては調達活動、この中で環境、人権、こういったところの社会的責任の観点を含めて、将来にわたって持続可能であるということ、それに資するガイダンス、アクションをまとめて作成されています。

6ページは、全体の概念図ということで、直接、ISO20400からお借りしたものです。 ざっくり分けまして、基礎、根本の原則要素と、いわゆる既存の購買に係る機能、それから実際のプロセス、これに対してサステナビリティの要素を入れるにはどうしていけばいいか、さらにそれをどういう風に伝達していけばいいか、そういったことが整備して書かれています。

今回の検討テーマはデュー・ディリジェンスですが、ISO20400の中でも、デュー・ディリジェンスについて明確に定義がされています。具体的には、スライドの7ページになります。用語の定義の項で、デュー・ディリジェンスは、「意思決定及びリスク管理の不可欠な部分として組織が実際及び潜在的な悪影響にどのように対処しているのか組織が能動的に識別、評価、防止、軽減及び説明するプロセス」となっています。これは、規格の中では用語説明という位置付けなので、どのような基準でというようなアクションに関する説明はないのですが、これを起点に、デュー・ディリジェンスがサプライヤーを管理する有効な方法の一つということが、規格を通してうたわれています。

具体的にどのようにデュー・ディリジェンスが持続可能な調達という観点で入っているかという例をいくつか見ていきたいと思います。まず、8ページ目を見ていただきますと、「持続可能な調達のための主要な考慮事項」、日本語に訳しているため若干不自然な部分はありますが、一つは当然ですが、リスクと機会の管理ですね。ここで、デュー・ディリジェンスがリスク管理を適用するための、実際の有効な一つの方法という形で挙げられています。具体的なアクションとしては、調達活動に関連する持続可能性リスクの洗い出しがあります。それから、リスクを洗い出した後に、整理をしていく中での目的の特定、どのリスクに対応していくかという優先順位付けをしましょうということが規格として書かれています。その後には、実際に評価をして、対応をするところ、つまりサプライヤーに対して影響管理を及ぼすというところで、リスクへの対応も、いわゆるリスク管理の中に含まれ、アプローチのひとつとしてデュー・ディリジェンスがあるという形でうたわれています。

それ以外に、実際にデュー・ディリジェンスをもって何かしらの問題がサプライヤーで特定された場合にどのように対応するかというところで、デュー・ディリジェンスの一定基準を持って、実際にサプライヤー、請負業者、ビジネスパートナーの活動、または投資会社等のステークホルダーに対して情報を伝達する手段として、デュー・ディリジェンスに関する情報を整備していきましょう、ということがうたわれています。

特にリスクの管理とそれに対する対応において、デュー・ディリジェンスのプロセスを取り入れることが一つの方法としてうたわれているというのが、ISO20400 におけるポイントではないかと思います。

最後の 10 ページ目は、実際のサプライチェーンの管理というところで 実務における ISO14001 等の規格の運用を支援する中で感じた点をまとめさせていただいております。

一つは 程度の差、基準が不明瞭であるということです。特に ISO14001 の場合、外部の委託するプロセス、あるいはステークホルダーといわれる企業、サプライヤーに対して、どのように管理し影響を及ぼしていくのかが書かれているのですが、実際に「どこまで」というのは明確にうたわれていない状況です。これについてはしっかり背景を整理したうえで、どういうものが妥当なのか検討していく必要があるのではないかと考えています。

二点目は、デュー・ディリジェンスという用語自体になります。上妻委員より概念整理のご説明がありましたが、極論ではありますが、実務で使う場合にいろいろなステークホルダーの方が「デュー・ディリジェンス」という言葉を使っていて、それぞれが意味合いや解釈、そこから想起される概念、行動がかなり異なるのではないかと思われます。

例えば、金融関係の方だと企業の買収売却でのデュー・ディリジェンスのプロセスになるでしょうし、サプライチェーンの中でデュー・ディリジェンスというと ISO20400、14001の中の活動ということになるかと思います。このあたりは注意深く整理する必要があるのだと思います。それ以外にも、海外企業が今後サプライヤーとしての日本の会社に影響を与えていくというケースもでてくると思いますが、その際の海外企業の日本企業に対する要望には、日本企業の中で使われる一般的な理解と異なるものがあることや、責任の範囲について外資企業がうたっている概念と実際に日本企業が管理している範疇、端的にいいますと水の管理等、スコープがかなり異なるということがあります。これらも注意深く整理していく必要があるということです。

また、ガイダンスをつくっていく中で、課題や実際に現場で聞いてきた意見というのもありますので今後、入れていきたいと思っています。サプライヤーへの監査というところでも、いくつか実際運用上出てくる課題というのも列挙させていただいていますので、このあたりも今後、適宜議論の中で入れていきたいと思います。 以上です。

○ 委員長

ありがとうございました。冨田委員、ISO20400 のエキスパートをつとめられたので、なにかコメントがありましたらお願いします。

○ 冨田委員

特にないです。いまのご説明でひとまずは十分ではないかと。

○ 委員長

わかりました。ありがとうございました。後ほどまた議論の中でよろしくお願いいたします。続きまして、事務局からお願いします。

○ 事務局

さきほど上妻委員にご案内いただきました「資料3 環境デュー・ディリジェンス に関する手引書【構想】」の4ページからご説明させていただきます。

4ページ目では、環境デュー・ディリジェンスに関する手引書がなぜ必要なのかをまずお伝えしたい。5ページは、環境デュー・ディリジェンスに関する手引書の基本方針を事務局案としてご説明いたします。最後の6ページ目は、環境デュー・ディリジェンスの手引書の要素案をご説明させていただければと思います。

先ほど上妻委員や立川委員が仰っていたように、デュー・ディリジェンスの受け止め方は、本当にバラバラです。環境デュー・ディリジェンスと言うと、現在の国内における一般的な概念理解では、土地の汚染に対してどういう調査をしていますかという捉え方をする方が圧倒的なのではないかと思います。

デュー・ディリジェンスの意味について手引書という形でまとめていきたい、ということが、本検討会の趣旨でございます。

4ページの冒頭にありますように、実行プロセス型デュー・ディリジェンスの規制が強化される傾向にあって、今まではデューディリという言葉を知らなくてもマネジメントをやっていればよかったかもしれませんが、外圧としてやって来るデューディリの意味をしっかり捉えて対応できなければならない。デュー・ディリジェンスをいま一度、しっかり定義していかないといけないということです。

次に書いてありますのは、既存のガイダンスおよび国内実務を踏まえ、「環境報告ガイドライン 2018 年版」と関連付けて作成していく必要があるということです。

「環境報告ガイドライン」の中では、記載事項 6「バリューチェーンマネジメント」、記載事項 7 「長期ビジョン」、記載事項 8 「戦略」、記載事項 9 「重要な環境課題の特定方法」、他にも記載事項 4「リスクマネジメント」、記載事項 2「ガバナンス」など、これらの項目のすべてにデュー・ディリジェンスという考え方が広く、一部においては深く入っています。

ガイドラインの本体にはデュー・ディリジェンスという単語はありませんが、解説書には「バリューチェーンマネジメント」および「リスクマネジメント」の項に記載があります。ただ、環境報告ガイドラインの策定当時は、デュー・ディリジェンスの規制動向がまだ明確でなかったことから、デュー・ディリジェンスの実行プロセスの考え方や組み込みを前提とするような説明までには至っておりません。

引き続きまして、5ページ目の手引書に関する基本方針案です。デュー・ディリジェンスの考え方自体が様々ありますので、まずはデュー・ディリジェンスを体系的にどのように考えるのか、これを啓発的に整理するということが、一つのポイントであると考えています。

2つ目は、バリューチェーンマネジメントにデュー・ディリジェンス・プロセスを

組み込む場合というのを前提に、企業グループ全体で取り組まなければならないことを内容とした解説です。

3つ目は、想定利用者は環境報告を実施する事業者、あるいは環境報告の読者となるステークホルダーです。

また、環境デュー・ディリジェンスを対象に作成しますが、「環境報告ガイドライン」と同様に、ESG 課題への汎用性をも念頭に置く。以上のようなことを手引書の基本方針として想定しています。

最後に6ページ、手引書の要素案です。あくまで手引書の構成要素としての位置づけです。

まず作成の経緯やなぜ出すに至ったのか、その目的、想定する利用者、「環境報告ガイドライン」の各記載項目との関連性について。

それから、デュー・ディリジェンスのプロセス規制に関する国際的な動向です。デュー・ディリジェンス規制に関して大きな変化が起きている、その内容のご紹介を考えています。

次にデュー・ディリジェンス・プロセスに関する基本的な考え方です。概念と歴史的な変遷、それからやはり OECD のデュー・ディリジェンス・ガイダンスがすでに出ておりますので、その中から基礎的な部分を参考にすることを考えています。

それから、現在の環境マネジメント活動にデュー・ディリジェンス・プロセスを組み込む際のポイントを記載します。バリューチェーンマネジメントや、全社的なリスクマネジメント体制に組み込む際の留意点について説明します。

名取委員、柳田委員にご参加いただいておりますが、その他の企業様にも、できる限り事務局でヒアリングを行い、いろいろな方々の実務のご意見は取り込みたいと考えています。

最後に個別テーマの解説事例としましては、気候変動や水資源、あるいは生物多様性、様々なテーマに関して、デュー・ディリジェンス・プロセスがどういった絡み方をするのであろうかといったところを、可能な限り整理できればと思っております。 以上でございます。

○ 委員長

ありがとうございました。それではここから、只今までのご説明、上妻委員、立川 委員、それから環境省、事務局からの説明について、最初にご質問がありましたら、 受け付けたいと思います。その後、少し自由にご議論いただきたいと思います。

まず私の方から、立川委員にご質問です。ISO20400で「リスク管理」という言葉を使っておられます。これは ISO 20400の翻訳では「リスク管理」となっているのでしょうか。

○ 立川委員

現在、諸事情により正確に日本語訳が「リスク管理」になっているかどうか分からない状況です。

○ 委員長

というのは、ISO 14001でも、当初は Environmental Management System Standard を「環境管理システム規格」としたのですが、あまりにもおかしいというので、「環境マネジメントシステム規格」としました。リスクマネジメントの、識別、分析、評価、対応となるのですが、対応の中に「リスクコントロール」が書かれています。この「リスクコントロール」を通常は「リスク管理」と訳すのですが、「リスクマネジメント」を「リスク管理」と訳すと、用語が混在してしまうと思いますので、やはりここは Risk Management は「リスクマネジメント」とする、その Risk Management の中のプロセスの一つとして、Risk control は「リスク管理」、とした方がいいと思います。もし確定されていなければ、そういう方向で考えたいなと私は思っております。他にご質問はありますか。

○ 後藤(文)委員

ありがとうございます。 2点質問させていただきたいと思います。

まず1つ目の質問ですが、検討会の趣旨・目的は、何らかの規格に準拠した手引きを作成することなのかということ、2つ目は、当然デュー・ディリジェンスのプロセスは重要であると思っています。ただ一方で、本当に求められているのは結果であって、それをどういう指標で表すのかという課題があると思います。そもそも、デューディリとはプロセスであって、実際の効果を上げるためには、プロセスの実効性を対象とすると手続なども必要であると考えております。今回の手引書で何をどこまで定めようとしているのか、ご見解、ご意見があれば聞きたいと思っています。

○ 委員長

どこまで入れるかというのは、まさに本日後半の議論にかかわるご質問だと思います。

最初のご質問について、とりあえず今考えているのは、事務局にご説明いただいた基本方針の中に、デュー・ディリジェンス概念とデュー・ディリジェンス・プロセスの基本的な考え方を啓蒙的に解説するということがありました。基本的な考え方は平易な説明に収めるということが基本的な構想です。よろしいでしょうか。ご意見で違うと考えるようであれば、また後ほどご意見いただければと思います。

○ 後藤(文)委員

「手引書」というと、ある程度具体的な手続き等を含むものというイメージがあり、どの様にするのかなと思いまして、この様な質問をさせていただきました。それと、基本的な考え方として、いわゆるガイダンス、基準、国際的な規格等あると思うのですが、それら特定の規格に準ずることを目的としているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○ 委員長

はい。現時点ではそういう考え方です。

他にご質問はございますか。オブザーバーの方も、自由な議論の時は、何かありましたら挙手いただければご発言の機会を取りますので、よろしくお願いいたしま

す。

(2) <意見交換>

○ 委員長

ここからは議論に入ります。

最初に上妻委員にご紹介していただいた2ページの中に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」のところに人権デュー・ディリジェンスのことが書かれていますが、実はこの原則を私とヒューライツ大阪の白石理さん(事務局注:元国連人権高等弁務官事務所人権担当官)で翻訳して国連広報センターに載せております。

翻訳した時に、実は国連としては「デュー・ディリジェンス」を法律用語として「相当の注意」と訳していたのですが、それでは日本人が誤解してしまう、ということで白石さんと相談し、国連と議論して、結論として「人権デュー・ディリジェンス」という言葉は「デュー・ディリジェンス」をそのまま残しました。「相当の注意」という言葉は使わないようにし、「人権デュー・ディリジェンス」になりました。2011年の頃ですので、今から8年前で、まだそれほどデュー・ディリジェンスという言葉が浸透していませんでしたが、最近はいろいろな意味で浸透しているかなと思っております。この検討会でも、それ等も含めて、皆さま方から、「こんなことを考えたらいいんじゃないか」と「これはどうだ」というようなお話をいただければと思います。それでは栗野委員からお願いします。

○ 粟野委員

はい。定義はさて置き、元々この検討会まで至った経緯を考えると、元々は「環境報告ガイドライン」の検討でした。その中で、バリューチェーンマネジメントについても考えて開示してくださいとありました。ところが、実際にバリューチェーンマネジメントをやろうとなると、デュー・ディリジェンスというのは、実は非常に重要な要素であり、それが確かに手引きの段階でも、定義としての紹介に留まっており、デュー・ディリジェンスの重要性というのは正直語られていませんでした。従って、それを補強するものだという理解でいます。同時に、どこまでを手引書の要素案にするかという中に、やはりデュー・ディリジェンスは開示するものである、というところをきちんと出して行かないと、「環境報告ガイドライン」との整合性自体が「そもそも何であるのか」ということになると思います。

もう一つ、いろいろな定義があると思うのですが、私が見ている定義では、Accountability Framework Initiative の中で、デュー・ディリジェンスということが語られています。やはり説明責任を果たす上でデュー・ディリジェンスが重要であると認識されています。一般的な定義に入っているかどうかはさて置き、そういう風に定義している団体もありますので、報告責任・説明責任を果たす、透明性を担保するという意味でもデュー・ディリジェンスは重要なのだということを、解説の要素としては入れた方がよろしいのではないかと思います。

○ 委員長

ありがとうございます。

上妻委員の、「資料3」2ページ目の中で、デューディリの実行により善管注意義務の過失責任が免責になる場合があるということなのですが、刑法上の罰で、業務上過失があります。業務上の過失の「過失」というのは、「注意義務違反」だと言われています。注意義務が善管義務より重く、会社の取締役は善管義務の他に忠実義務もありまして、そういう意味では、業務上過失を起こさないための注意義務を果たすというのが、私の理解としてはデューディリです。そういう意味では、免責基準も果たしているのが免責、つまり罪に問われないということですので、開示することは必須なものだというようなことはどこかに入れるべきだと思います。

○ 粟野委員

やはり国際的動向でも、おそらく若干そういった部分があると思います。「やっています」だけでは、開示したことに、免責のことも含めて見なされない。確かにいろいろな業種がある中でどこまで細かいものをつくれるのかと言ったら、つくれないと思いますが、「やっている・やっていない」という有無レベルの開示ではないですよ、ということくらいはせめて押さえる必要はあるのではないかと思います。

○ 委員長

ありがとうございます。その「やっている、やっていない」という点を押さえるだけでなく、上妻委員からお話がありましたように、これはロケーションや国によって、注意義務が当然変わります。細かい点や、全世界はとても網羅できませんから、「やっている、やっていない」だけではなく、注意義務の範囲が全然違いますよ、ということをしっかり入れていけばいいのではないかと思います。

○ 冨田委員

いくつかランダムに気が付いた点を言わせていただきます。

一つはいま栗野委員が指摘された、手引書の位置付けについてです。これは「環境報告ガイドライン」の下についているようなイメージで設定されているように思います。そうでなければできないというのであれば仕方ないと思いますが、やはり位置付け的に「報告」の下にデュー・ディリジェンスが出てくるのは少しおかしい気がします。本来はやはり、横並びくらいでなければいけないと思います。OECDのデュー・ディリジェンスガイドでも、要開示のような言葉が最後に出てくるように、恐らくデューディリ・プロセスの中の最後の帰結が情報開示となりますので、上下関係というよりは横に並んでいた方がと思います。

もしこういうものをつくるのであれば、先ほどの上妻委員のお話にもありました通り、各国の法規制も、開示規制からさらに運用規制になっているという観点から見ても、あまり開示が下という概念を植え付けすぎるのはよろしくないように思います。本来、デュー・ディリジェンスをストレートにやるべき話だと位置付けたほうがいい、というのが1点目です。

2点目は、先ほどの委員長のご質問に関してです。ISO20400において「リスク管理」

がどう訳されているか確認したところ、ISO20400の項目4.5.1 Managing risk のタイトルは「リスクの管理」と書かれていましたが、文章は「リスクマネジメント」という書き方でした。

○ 委員長

ありがとうございます。

○ 冨田委員

もう1点、これは立川委員の方がお詳しいかもしれませんが、ISO/TC207(環境マネジメント)のSC5(ライフサイクルアセスメント)か、ISO 14042(ライフサイクルアセスメントーライフサイクル影響評価)だったでしょうか、まさしくこの環境デュー・ディリジェンスというタイトルで、新たにISOが改訂されています。従来のスタンダードは先ほどの土地の汚染のような話に特化されていました。それが、もっと広範な概念にしなければいけないというプロジェクトがちょうど始まり、先日、私もテレカンで参加してきたところです。ISOのプロセスもそれほど早くないと思いますが、さまざまな動きが出てきています。そうした流れも意識しつつ、この検討会でよいものができれば、日本から意見をしっかり打ち込んで、ほぼISO化する、ということも想定できなくはないと思いました。

○ 委員長

ありがとうございます。はい、上妻委員、どうぞ。

○ 上妻委員

冨田委員に質問ですが、今のISOのデュー・ディリジェンスのタイトルは「環境デュー・ディリジェンス」と言っていますか。

○ 冨田委員

はい、「環境デュー・ディリジェンス」という言い方です。

○ 上妻委員

そうですか。私は、このタイトルの「環境デュー・ディリジェンスに関する手引書」 は好ましくないと思っています。

なぜかというと、先ほど事務局から話がありましたように、「環境デュー・ディリジェンス」というと「土壌汚染」のイメージが強くあります。デュー・ディリジェンスがどう使われているかより、まずはデュー・ディリジェンスという考え方自体を普及していかないといけないように思います。概念自体が、なかなか我が国にはないものですので。ですから余計なタイトルは付けないで、デュー・ディリジェンスで私はいいと思います。

ISOがどういう趣旨で「環境デュー・ディリジェンス」と言っているのか分かりかねますが、それは環境マネジメントをデュー・ディリジェンスレベルでやるという意味でのデュー・ディリジェンスのことでしょうか。デュー・ディリジェンスは、先ほど申し上げたように、すでにプロセスとして扱われてきて、定義付けられておらず、デュー・ディリジェンスはこういうプロセスです、と言っています。デュー・ディリジェンスとはどういうことをすればいいのかという行為の話では、もう出てこず、プ

ロセスで出てきます。そのプロセスの中に当然、情報開示も入っているし、それが例えば予防みたいなものを注視している、だとか、有効性評価をものすごくうるさく言っているとか、というところに特徴があります。つまり、環境マネジメントというよりは、デュー・ディリジェンスという、会社が果たしていく責任の一つのあり方のような考え方になっていると思います。

そういう概念がニュートラルに普及するほうがいいと思いますので、用語として、 あまり色付けしてしまわないほうが好ましいと思います。ですから、「環境デュー・ ディリジェンスに関する手引書」というよりは、むしろデュー・ディリジェンスでい いと思いますし、付けないほうがいいかなという気がします。

○ 委員長

ありがとうございます。貴重なご意見で、このあたりはまた議論をして、環境省さんにも考えていただこうと思います。デュー・ディリジェンスの手引きで、諸要素の中で環境の要素をしっかりとり挙げると。それは土壌汚染だけではない、という形なら、環境省の意図するデュー・ディリジェンスの手引書になり、中身が気候変動、水資源、生物多様性といったことが取り上げられている形であれば、そちらのほうが変に誤解されるよりは、私もいいなとは思います。決定はまたの話になりますが。

○ 上妻委員

もう一つ、なぜそう考えているかというと、先ほど申し上げた国際的動向の中で、EUの非財務報告指令に従うと、方針と、対策の代わりに実行したデュー・ディリジェンスを書かなければなりません。つまり、企業がCSRマネジメントやESGマネジメントを実践する際に取り組んでいかなければならないものが、今までのように、例えばCSRマネジメントやESGマネジメントというツールとしての考え方ではなくて、果たすべき責任の重さみたいなものを多分に含んでいるという状況があります。グローバルでは、デュー・ディリジェンスという言葉自体が、社会や環境に対する企業の果たすべき行為の高さをすでに持っており、さらにそれ自体がプロセスであり、例えば、恐らく皆が参考にしているであろう0ECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに大体集約されています。

日本企業が、これまでの環境マネジメントシステムで環境マネジメントに取り組んでいるところに、何をどういう風に変えていったら、いわゆるグローバルで言っているデュー・ディリジェンスというレベルに変わっていくのか、ということが分かることの方が手引書では重要です。確立されたものがない状況なので、ぜひ、今当然しておくべきことに注視して、つくっていただきたいと思います。

○ 委員長

ありがとうございます。そういう意味で言うと、EUの非財務報告指令は少なくとも環境、人権、労働、腐敗防止について開示しなさい、そしてデューディリをやりなさい、としています。

○ 上妻委員

情報について開示しなさい、ということ、それから開示する時にその方針、ポリシ

一から、実施したデューディリのプロセスを書きなさい、ということです。

○ 委員長

そうですよね。そのポリシーの中で例えばEUの指令では、どんなガイドラインを使うかは原則主義で、自分で決めなさい、と書いてあるわけです。となると、ここであえてガイドラインとつけるなら、デューディリをやるときの環境報告は「環境報告ガイドライン」を参照しろ、となります。

○ 上妻委員

当然そうなると思います。

○ 委員長

そうですよね。そういう書き方はありうるかなと思います。ですから、上・下ではなくて、デューディリの中の参照すべきガイドラインは、「環境報告ガイドライン」だという扱いができると思います。

○ 冨田委員

先ほどのISOの環境デューディリの由来は、私も突然会議に参加したのでよくわかりませんが、想像するに、TC207という環境のTC(事務局注: Technical Committee,技術委員会)でやるので、突然幅広くデューディリをすごく扱ってしまうと、「余計なことをするな」みたいなクレームが他のTCから飛んできます。たぶん、その程度の理由ではないかなと思います。

一方で、ついでに上妻委員に質問させて下さい。ご説明は非常にわかりやすいのですが、私的な捉え方からすると、いわゆる従来の善管注意義務的な話は、あくまで受任者の注意義務で、いわゆるビジネスリスクに対してきちんと何らかの対応をしたかというような概念ではないかと思います。今はサステナビリティの世界で出てきているので、やはり人権、「ビジネスと人権に関する指導原則」もそうですが、いわゆる人権リスクに対して、企業自身のリスクになっていなくても、人権侵害がどこかで起こっていれば、それに対して是正する義務があるという概念になっていますから、リスクの場所が全然違います。これまでは、人権侵害が起こっても事業リスクになっていなければ関係ありませんでした。今はおそらくこのEUの指令もそうですが、サステナビリティに対する悪影響のことをターゲットにしていて、ビジネスがどうかという点はあまり関係なくなっていますので、そこにもう一つ大きな違いがあるのではないかなという気がします。どういうふうに考えればよろしいでしょうか。

○ 上妻委員

非常に重要なポイントだと思います。最近TCFDも含めて、いわゆるESG課題が企業の成長に及ぼす影響がどうなのかという観点で、財務報告において扱われるという傾向があります。

実は、EUの非財務報告指令も含めて、それから国際会計基準を作っているIASBの動向も含めて、そうではない方向に舵が切られようとしています。EUの非財務報告指令には「リスク」という言葉が出てきますが、その「リスク」というのは、ESG課題がビジネスに与えるリスク以外に、その会社の行動がESGに与えるリスクも含んでいる

という、リスクの二重性みたいなものが強く言われるようになってきました。

これに呼応していると思いますが、実はIASBが重要性の概念をここ1、2年の間に 大きく変えてきています。一つは、国際会計基準のバックグラウンドになっているも ので、会計基準を作るときの基礎原則として「概念フレームワーク」というものがあ ります。そこに記されているマテリアリティの定義は、「ある情報を除外したり、も しくはある情報を誤って記載した時に、情報のユーザーが意思決定を変えるもの」と なっていて、それは「環境報告ガイドライン」に書かれている重要性の考え方と基本 的に同じです。これは2015年にできたものです。それを昨年変えました。どう変えた かというと、インベスターのような「情報の利用者が、その情報がないことや、誤っ た表現で記載されたことで、影響を受けることが合理的に期待されるような場合も 含む」、つまり実際に金額的な影響があったかどうかに関わりなく、リスクとして投 資家が関心を持っている情報は含むのだ、と言っています。先ほどお話したような、 いわゆる会社の財務報告の枠組では株主に対して報告するであろうことから、株主 の利益に直接関係ないような公共財に関係する、いわゆる環境マネジメントやCSRマ ネジメントみたいなものは重要な要素ではなくなっていますが、実は持続可能な社 会では、それらが回り回って間接的に将来の企業の成長を妨げることになるので、そ れに対しての注意義務を払うように、という考え方に変わってきています。

つい最近、オーストラリアでは、会計基準審議会が新しいガイダンスをつくりました。いわゆる減損の対象になるような重要な会計データではないリスクであっても、それがもし、投資家が情報を期待しており、投資家が重要だと考えているのであれば、当然開示しなければいけませんというものです。すでに開示義務違反で、訴訟も起こっています。これは会計基準ではなく通常のガイダンス文書ですけれども、重要性自体が会計のバックグラウンドにある重要な概念ですから、これを守らないと、それは会計基準違反に含まれるケースがあるということになってきています。

世の中が変わってきています。だから通常のESGマネジメントも、会社が本当に責任を持って何事にも対処しなさいという意味でのデューディリ・プロセスだと言われてきています。このようなことがそもそも、バックグラウンドになってきているのではないのか、ということです。

○ 委員長

ありがとうございます。

○ 粟野委員

今のポイントは、実はなぜこれをつくるのかの出だしの部分に反映されるべき重要なポイントだと思いますので、私も冨田委員の考え方に賛成です。

TCFDで思い出しましたが、TCFDのガイダンスと最近EUが出した非財務情報開指令における気候変動もそうで、彼ら自身が、どこが違うのか明確に出している部分があります。それは、TCFDは自分たちが受けるリスクのフローを書けと言っていますが、EUの指令は、逆に自分たちが地球環境に与える部分のことも書けと、双方向性であると、はっきり言っています。

確かに投資家の方も変わりつつあるのかもしれませんが、今言われているデュー・ディリジェンスが単にバリューチェーンマネジメント、あるいはこれまでのバリューチェーンマネジメント、サプライチェーンマネジメントの解説書だけでは果たせない部分は何かというと、ビジネスに対してのリスクではなくて、社会および環境に対してのリスクのデュー・ディリジェンスをしろ、ということになります。その部分が通常、今までの考え方のサプライチェーンマネジメントに恐らく入ってきていないので、そこをやれと言われているのが実は国際的な動向なのです。

したがって、その意味では「環境報告ガイドライン」の補足的なものにはならずに、 結構別立てのものになるとは思います。「環境報告ガイドライン」の改訂作業から2 年経って、すでにこの2年の間でもこれだけの変化が出ています。ですから、ここで は捕捉しきれていない地球環境社会に与えるインパクトを企業責任として問われる ようになった時代に適応するための入門書です、という位置づけにするのがいいの ではないかなというふうに思いました。

委員長

ありがとうございます。貴重なご意見かと思います。

○ 後藤(文)委員

私は金融界にいますから、金融業界の動きというか考え方が最近どう変わっているかというところを含めて、意見を言わせていただきます。正直言いまして、デューディリはあくまでプロセスです。金融の世界でいうと、キャッシュフローを見ないデューディリはないのですが、今回はたぶん入らないなと思いながら聞いたり、話したりしています。

まず、本当に求められているのは結果なので、結果を出すために、先ほどの「資料3」にあるような報告規制から運用規制に移行してきたという背景があると理解しています。報告規制によって結果を出すことを求めていたけれど、結果を求めるためにはいろいろやらなければいけないこともあります、まずは報告しなさい、と。報告すれば結果を出すようなプロセスもポリシーも作らなきゃいけないですよね、というとこからまず入っていきました。その後で、それだけでは足りないので、本来求める実効性を担保するために、運用規制、上妻委員がおっしゃっていた規制などが入ってきて、その次に本当に結果を求めようということが出てくるのだろうと思います。

今EUの指令の話が出ましたが、EUは一貫してファイナンスだけではなくて、政策的な意図もあると思っていまして、彼らはインパクト、と必ず言います。要するにSDGsなどで言っている環境・社会・経済に対するインパクトは何か、というのを出しなさいと言っています。そして、金融機関もそれを評価してファイナンスをしなさいということが求められています。これがEUのサステナブルファイナンスの話の根幹になっています。ここは正直言って、結果を出さない限りは、プロセスがいくらあるといっても、それでは結果は出ていないでしょう、という話になります。先ほど申し上げましたように、プロセスの有効性もきちんと見ていくような形の手引きといいますか、そういうことができるように配慮する手引書が必要だと思っています。

○ 委員長

ありがとうございます。個別企業にとってみれば確かに結果が重要ではありますが、先ほどから話が出ていたように、行為の義務というあたりから入らないといけないように思います。最初から結果を出せということになるとハードルが上がるので、デューディリのスタートのところからどこまで行けるかということになろうかと思います。

○ 後藤(文)委員

行為自体を軽視しているわけではありませんが、あくまでも結果を出せるような 方向に導く手引でありたいと考えます。

○ 委員長

立川委員、どうぞ。

○ 立川委員

今回これから手引書をつくっていくなかで、一つ気になったのが、社会リスクが事業リスクとなる、という話です。やはり「リスク」という概念を精緻に整理しておく必要があると思っています。当然ネガティブなものもあれば、振れ幅が最終的にリスクという意味もありますので、リスク、機会、リスキー、いろんな言い方がありますが、「リスク」という概念を一体この中でどういうふうに整理しておくかは、恐らく今回つくっていく中で根本の要素になると思うので、必ず入れていく必要があると思います。

○ 委員長

なかなか難しいところですね。多分デューディリの中のリスクにはリスクだけではなく、ハザードなども見る可能性があると思います。

○ 立川委員

そうですね。それに加えて、もしもですが、リスクを振れ幅という概念で捉えた場合は、上に行くいわゆる機会、というのも逆にあったりすると思います。ですから、ポジティブな面とネガティブな面の両方の振れ幅をきっちり捉える必要が恐らく出てくるという、そういう側面も含めてです。

委員長

わかりました。関連する話でしたら冨田委員どうぞ。

○ 冨田委員

今のところは私も非常に気になっています。「リスク」の言葉使いについてです。 先ほどのISO20400の解説ですと、ここでも大議論が実はあって、いま立川委員がおっ しゃったのは、振れ幅というISO上のリスク定義に基づいた議論ですが、一般的にリ スクというとハザードとプロバビリティみたいな、そういうふうに捉える人が非常 に多いですね。指導原則は明らかにそちら側の話をしています。振れ幅の話ではなく て、人権侵害のインパクトの問題だというふうに言っています。ここは整理しないと 話が無茶苦茶になる恐れがあります。ですから、立川委員の資料でも8ページと9ペ ージのところで、8ページでは「リスク(機会を含む)」とあるのはそういう意味に なります。上側の振れ幅もありますよという意味ですが、実はその次の9ページのデュー・ディリジェンスは、あくまで下向きの悪い方向への悪影響の話に限定しています。ここは大きな議論があり、リスクが機会を含むのはおかしいのではないかという意見もありました。ISOの標準に則らなければならず微妙な表現になって、ISOでは「リスクは上下だが、デューディリは下向きの話だけ」と、一応整理されています。この検討会でどうするかは今後議論すればいいと思いますが、そういったところは意識しておきたいところかなと思います。

○ 上妻委員

今までの議論に関して2点申し上げたいのですが、先ほどお話にありました、結果か、その行為なのかということです。デューディリのプロセスは有効性評価が必ず含まれています。その有効性評価は、先ほどおっしゃっていたように、結果が出ないと駄目だというレベルに変わってきています。つまりデュー・ディリジェンス・プロセスというのは、OECDがガイダンスでもいくつかのプロセスでやると言っていますが、それぞれの行為の深さみたいなものが、どんどん変わってきているということが言えると思います。

例えば人権デューディリに関しては、会社がデューディリをやって人権侵害がサプライチェーンの中で止まらないと、これはもうデューディリじゃないというような考え方がイギリスでは大変強くあります。そのためにはどうするのかというと、サプライヤーのところに直接行って従業員に聞いてきなさい、というようなことまで言われるようになっています。

それを環境に敷衍していくと、例えば生物多様性の問題などは、原材料が取れるところまで行って、そういう問題が解消されているのかどうかを、誰かがチェックしなければいけないみたいなところまでやる、ということになる可能性があります。だから、必ず、有効性評価が非常に求められているということを、手引書の中にきちんと書いておかないといけないと思います。

それからもう1点、先ほど栗野委員がおっしゃっていた、いわゆるEUが出している気候変動に関する開示ガイドラインに、先ほど私が申し上げたような会社の行為が及ぼす影響をリスクに含むというのは、その通りなのですが、誤解していただきたくないのは、あくまでもEUのガイダンスは財務報告のガイダンスであるという点です。財務報告というのは投資家向けの情報提供ですから、いわゆる一般のオーディエンス向けに公共財や会社がどう持続可能な社会に貢献しているかということを直接訴えかける場ではないのです。そういう葛藤がやはりあります。EUがなぜそういう表現にしたのか私はよくわかりませんが、恐らくイギリスの影響があるのだろうと思います。

イギリスは2006年に会社法を150年ぶりに改定していますが、その時にこれと同じ 議論がありました。つまり、会社は社会に関する情報を会社法の枠組みの中で開示を 義務づけるべきだという規定になりました。その時に問題になったのは、会社法とい う考え方では株主に直接情報を提供することになるので、社会向けに情報を提供するということになると、配当の問題とかいろいろと大きな問題が出てきて、会社法の構造に大きな影響を与えます。それを解決しなければいけないということで、いろいろと検討されていましたが、その時に持ち込まれたのがEnhanced Shareholder Approachという考え方でした。要するに、会社は、それ自体が社会の中に存在して、その社会の中で操業の権利を認められているので、社会を損なうような行動をすることが長期的には会社に影響を与えます。それは株主の利益にも影響を与えます。ですから、株主が社会に代わって会社の行動を見るという意味で、そのためにESG情報を開示せよ、というロジックをつくりました。おそらくEUがそれに影響を受けているのだと思います。

ですから、無目的に社会や環境の問題と財務の問題との両方が並列で語られているといふうに考えるのではなくて、持続可能な社会に移っていく中で、会社法のロジックをうまく妥協してつくっていった結果だというふうに考えていただかないと、大きな誤解をしてしまうことになるので、その辺りはご注意をお願いしたいと思います。

○ 粟野委員

今の話とは違う点になりますが、スコープの部分です。非常にこれはまた論争的になるのですけれども、川下を含めるか、というお話が資料の中にあったと思います。 実際に「販売先が人権侵害を起こしているところの責任を販売元に問う」ということがブラジルでは起き始めているので、サプライヤーではなくバリューチェーンということで統一するだけでなく、それは単にその売った商品によって利用者にいろいるな有害的なことが起きないかといったレベルではなく、いわゆる日本的に言えば反社会的勢力にモノを卸しますか、というところを突き詰められるようなものだと思います。そこもスコープに入れていく必要性が今後出てくると思うので、入れた方がいいのではという風に思いました。

また、まったく違うコメントですが、いま生物多様性とおっしゃったので、若干内容にもかかわるかもしれないので申し上げますと、だからこそ生物多様性の分野では Chain of Custody (事務局注:生産・加工・流通過程の管理)を伴った認証制度が非常に普及したということがあると思います。

そういうものの活用だけで必ずしも解決はしませんが、実際に「自分で行け」とはなっていないです。立川委員の資料の最後に「サプライヤーに対する監査」ということで課題が書かれていますが、パッと見て業界によって全然違ってくるだろうと思いました。特に生物資源系はこういったことは基本的に行わないで、第三者による監査が入る認証制度というのが、非常に簡便な装置として機能もしています。そこで信頼性も担保できるということになりますので、その扱いをどこまで書き込むかは別ですが、やはり業種によっての違いというのを今回のテーマの中でどのように取り上げるのかというのは一つの課題かなというように思います。

○ 委員長

すごく重要なポイントですね。日本でも産廃排出業者は見に行かなくてはいけない場合もありますよね。それも一種のデューディリですよね。ですので、どんどん変わってきているわけです。

○ 冨田委員

先ほど上妻委員から非常に分かりやすいご説明をいただいて背景がよく分かったのですが、EUの非財務報告指令の場合は株主・投資家を向いていると。ただ、現代奴隷法みたいに人権に特化したものは、必ずしもそうではないと思います。逆にそちらは株主というよりは、もう少し一般の幅広いステークホルダー向けの開示なので、特に環境に関しては両方の側面を見ていく必要があり、それをバランスよくこの中では取り上げた方が私はいいのではないかなという風に思います。

それから、今の粟野委員のコメントに関連するのですが、川下みたいな話になってくると、どういうものをリスクと捉えていくのかという、ある程度事例というかメニューというかがないと、なかなか分からないのではないかと思います。いきなり、まっさらで OECD のこういうデューディリガイドみたいなのを言われても、まったく具体例がないのでなんだか分からないという感じに多分なると思います。川下でも川上でも、実際の直接の事業でもいいので、「具体的にどういうことが課題になり得るのか」のようなことが最大限例示できると有益になるのかなと思います。

そういう意味で言うと、もともとの環境デューディリというと直感的に出てくる土壌汚染みたいな話も、このスコープにもしかしたら入るのかなと思います。そういうのも一応入れてあげないと、何かそういう話と全く無関係の話が議論されてしまうようにも感じてしまうので、全体を束ねるのであれば、このスケジュールでできるのかという疑問がありますが、そういかないと結構中途半端になるかなという懸念はあります。

○ 委員長

たくさんご意見が出ています。録音を録っていると思うのですが、これらをどういう形でやっていくのかと。また、上妻委員にまとめていただいたデューディリ規制ですが、これ以外にもありますね。木材輸入のデューディリである EU の違法伐採の規制である「EU 木材法」、アメリカの「Lacy Act」、オーストラリアの「違法伐採禁止法」とか。

このように現実に日本企業に関係しているものも結構あるので、国際動向をいれていく必要があります。

○ 粟野委員

金融機関も全く無縁ではないですよね。ここで取り扱うのかどうかがよく分からないのですが。EU がすべていいというわけではないですが、EU が最近出しているガイダンスの中では、「Do Know Serious Harm」というのを掲げているわけです。それは、環境に良かったとしても、あるいは再エネ推進というのはいいけれども、実際にその風力発電が建つ場所は鳥への影響がある、という話はよくあります。だからどうして

もトレードオフが発生することがある。それをすべてゼロにするわけにはいかないけれど、Serious Harm は「回避しているかどうかをチェックしろ」というのが金融機関に求められているわけです。

そういう意味で、デュー・ディリジェンスはまさに金融機関もまっさらな状態でやらなければいけない状態にあり、かつパリでEUの人間に会えたので確認したところ、「ネガティブの定義は一切やらない」ということになっているという話になっていますので、Do Know Serious Harm は具体的に何かという情報は、EU は一切出してこない。そうなると「環境デュー・ディリジェンスってどういうことやるのですか」という大枠だけでも、日本の金融機関も少し使えるようなレベル感を持った方がもしかしたらいいのかなと思いました。それがここの業務所管か分からないので、一応、そういう状況ということを考慮したほうがいいかもしれないという注意喚起です。

○ 後藤(文)委員

今の点ですが、この検討会でデューディリの手引きで扱う範囲が、上流なのか下流なのか、リスクなのかチャンスなのか。and/or なのだと思いますが、そういうところを非常に配慮しなければならないと言う流れに、金融ではなっています。

インパクトに関しても、ネガティブインパクト、ポジティブインパクトという分け 方をしっかりしなさいと。いままではどちらかと言うとポジティブインパクトだけ を見て、よいと言っていたのが、それではダメだと。当然、裏にはネガティブインパ クトがあるだろうということから、両方を見ると。いいところ取りではダメだという 流れが、いま出来つつあります。

私共はUNEP FI(事務局注:国連環境計画・金融イニシアティブ)のワーキンググループにも関わっているのですが、そのあたりはかなり徹底できているかなと思います。タクソノミーの議論もありまして、何をグリーンだというのか、何をソーシャルというのか、何をサステナビリティと定義するのかという議論が進んでいます。ただ、いろいろな意見がある中で、ポジティブだけというおっしゃり方を栗野委員がされていましたが、逆にいうと positive in not net negative という言い方をされる訳で、そのあたりは表面的なことだけではなく、実際に中身を見ていく必要があるのかなと思っています。その議論はかなり熱くなっている。そこに議論が集中しているのかなというのが、今の金融界の状況です。

デューディリの中では何をみるのかという話においては、当然ポジティブもネガティブも見るのだと思っています。経済に関しては、ポジティブインパクトはどちらかというと下流で発生することが多いので、下流を見ていかないと、今日は企業の方も来られていますが、上流だけを見ているとどうしてもネガティブな話が多いということで、なかなか全体の合意が取りにくいのかなということを最近は感じているところです。

○ 委員長

パリ協定などでも金融を動員してということが書かれている訳で、TCFD もその流れだと思えば、金融もデューディリは絶対に必要になるわけで、当然だと思っていま

す。

○ 立川委員

話が項目という観点になりますが、今回デュー・ディリジェンスをやるという立場を中心とした手引書になるかと思うのですが、やはり場合によってはデューディリを行うケースもあれば、デューディリを受けるケースも当然ありまして、特に受ける場合は海外の企業との取引やさまざまなケースがあって、そこは日本、環境省という位置付けであれば、ぜひ受け手側としての心構えと言うか、曖昧な話にはなりますが、どういうことを注意するかということを入れ込んだ方がいいと考えます。受け手とやり手という両面を勘案した方がいいと思います。

○ 委員長

ありがとうございます。日本の大企業も海外の大手企業からデューディリを結構受けるようになってきていますよね。対応していくためには、デューディリとは何かということをむしろ知ってもらいたいわけです。その裏返しが注意事項になると思うのですが、そこまでどう書き込むかという問題だと思います。

○ 上妻委員

これまでのお話すべてを入れて手引書をつくると、とても立派なものができてしまいます。しかしながら、おそらくそれを見ても、結局よくわからなくなるのではと思います。ここにいらっしゃる方々は本当によくご存知なので、こういう問題があったとか海外ではこうだとか議論の中に出てくるのですけれども。

先ほど立川委員がおっしゃったように、おそらくこの手引書を使うのは、中小企業でも大企業でも、海外からデューディリの一環として情報開示を求められている方たちが、何をすればいいのかという時に見るものだと思います。ですからデューディリが、いま自分の会社がやっていることの、どこをどういう風に変えたらデューディリになるのか、ということが分かるぐらいでいいのではないかと思います。これは「環境報告ガイドライン」の時にも何度も申し上げていますが、世の中はどんどん変化していくので、あまり先に進みすぎない、けれども少し先に進んでいる、という風に調整しないと、実務で使われなくなってしまうので、その辺をよく考えて、あまり細かいことまで書き込まないでいただく方がよいと考えます。もう少し細かいことを書き込むのであれば、項目と簡単な説明の後に、先ほど粟野委員がおっしゃったような、いろいろな事例があると思いますので、このような事例がありますよと見せるだけで、むしろ役に立つのではないかと思います。

委員長

貴重なご意見ありがとうございます。ここで現実の企業で、デューディリについて、 考えていること困っていること、いろいろあるかと思いますので、名取委員と柳田委 員の方に。

○ 名取委員

企業で言いますと、まさにバウンダリとしてどこまでを見るのかが重要です。そも そも川下という考えで言うと、販売した車、すなわちその先のお客様がどの様に扱う のかしっかりと管理ができれば一番いいのですが、現状でいいますとそこまでの管理は出来ていません。そのため、できるだけリスクを少なくする製品づくりを心掛けているものの、やはりバウンダリをどこまで設けるのかという点が、一つ企業として焦点が当たるところだと考えています。

ホンダで言えば川上にもグローバルで 8,000 社ぐらいのお取引先がいらっしゃいますし、川下のお客様を考えると年間で数千人という規模になってきます。企業としては、デュー・ディリジェンスで開示が求められた時に、できるだけ分かりやすくシンプルに回答ができるような手引書があると一番よいと思っています。先程お話がありました、業界ごとの参考例のような形で載せていただくのがよいと思いますが、実際にそれを求められた時に、考えるのは企業側の責任であって、どこまでやるのかというのは、しっかりと企業が当事者として判断していけばいいのかなと思います。ですから、デュー・ディリジェンス対応を見失わないような手引書があれば、十分ではないかと捉えています。

○ 柳田委員

遅刻して申し訳ございません。ここに来る前に海洋プラスチックごみの話をしてきたので、その印象を残しながらご議論を伺っていました。お話を前半聞いていませんでしたので、もしかしたら見当違いなことを言うかもしれないのですが、ご了承ください。

資料を拝見していて、サプライチェーンはよく理解できるのですが、「バリューチェーン」というのが、何をどこまで考えているのかなというのが大変気になるところです。

例えば人権と環境だと、違うと思っている部分があって、さきほどもリスクの話が 出ていましたけれども、人権だと例えば我々がお付き合いしている小さな会社だと か、そちらの方が危ないケースが多々あります。ですが、CO2 などの環境の場合は、 影響度を考えた時には大きいところを潰していくというか、大きい所に対しての社 会への影響力を見ていくということが重要だと思っています。人権において、我々が デューディリを行うべきところというのをいつも議論しているのですが、例えばサ プライチェーンだけではなくて、オフィスを掃除していただいている会社の方だと か、コマーシャルを作っていただいている会社、キャンペーンをやっていただいてい る会社の方だとか、どこまでいくのだろうと。お客様については、全く名取委員と一 緒で、我々が出した商品を自由に使っていただいている中で、その方たちにどこまで 我々が保証していくのかということがあります。どこまで見ていくのかというのが 大きな話だなと思いました。ただ人権と比べると、環境というのは、ある程度、この 項目の影響力がこういう風にある、というのを定義して、そこの影響度、この辺りま では見なさいというのがある程度わかるように感じます。具体的には、さっき言われ ていましたが、例を豊富に出して、読んでいる人がこういうことなのだとわかるとよ いのではないかと思います。

○ 委員長

ありがとうございました。

○ 事務局

委員の皆様がおっしゃっていたように、デュー・ディリジェンスはとても広い概念であり、取引先のマネジメントを確認するという意味で使うだけでなく、デューディリをする企業グループ全体の話であって、企業の単体あるいは企業のグループ会社、子会社、孫会社さらに取引先、そして1次下請け、2次下請け、それら全体を捉えてどのようにデュー・ディリジェンスを行っていくのかという話であろうということかと思います。非常に広い話なので、例えばバリューチェーン、特にサプライチェーンにおけるデューディリと書いてしまうと、その時点でデュー・ディリジェンスがまた誤解されるかということも御指摘いただいたかと思います。

また、広い概念であるため、事例を示すことが重要であるという御意見の一方、広い概念であると、事例を出すことで、デューディリが矮小化される可能性も考える必要があると言う御意見もあったかと思います。委員の皆様がおっしゃるデュー・ディリジェンスというものは、従来のマネジメントを越えて、経営が携わって、自分に対するリスクではなくて社会に対するリスクまで考えてやるものであるため、手引書が出た段階で、何もやらなくてよいと捉えられてしまうことへの委員の皆様の懸念にも配慮し取りまとめるということと理解しております。

○ 委員長

名取委員がおっしゃったように、最終的には会社が判断することなのです。 注意 義務でありそれを実行するプロセスであり結果が出ないとだめなので。そのレベル というのは時代、地域、上流下流によっても変わりますし。全て会社自身のディシジョンです。これをやればいいというのは何もないわけです。そこのところが正確に理解されるよう、事例は、あくまで過去に起きた例として、そういうことがあったのだということを示すことも大切です。このような過去の例があるが、理解していただきたいのは、今後どういうレベルでどの様なことをやるのか、ということは全てディシジョンが求められる部分である、ということをしっかり書き込めれば、事例だけを見てそういうものだと思ってしまい、そのせいで企業の理解や対応が矮小化されてしまうことは避けられるのではないかと思います。

○ 粟野委員

事例の考え方をもう少しゆるく取ってもいいと思います。言葉がとにかく英語でわかりづらいというのもあると思います。デュー・ディリジェンスというのは、たとえばNGOがどういう場面で使っているとか、どのようなケースに対してデュー・ディリジェンスを行っていないと発言したのかというのは、割と出てはきたりします。あるいは、認証制度でもデュー・ディリジェンスときちんと書いています。定義として書いているだけという部分もありますが、Chain of Custodyの世界の中で、当然それは行われるものだ、というふうに確立していっているだとか。

なにも1社1社の個別のケースだけを事例として考えるだけではなく、どういう時

に言われているのか、いろいろな業界業種の話題を少しずつ出していくといいのではないかと思います。やはり業種によって若干デュー・ディリジェンスの意味合いが違い、どういう実施方法が期待されているのかも異なります。そういった部分を見せていくことで、まだできていない部分があること、NGOからデュー・ディリジェンスをやってないじゃないか、と指摘されていることの理解につながります。そこから、今後求められていくことの傾向は何かということを少し読み取っていくことは、不可能ではないのではないかと思います。事例と言っている部分を、少し幅広めに取ったほうがいいと思います。

○ 委員長

はい、ありがとうございます。

オブザーバーの方、質問や今まで聞いていたことでなにか感じておられる方などありましたらお願いします。

○ オブザーバー(経団連)

いろいろお話を伺って、大変勉強になりました。伺っていく中で、3点ほど印象に 残っているところがございます。

1つ目はまさにデュー・ディリジェンスの定義、デュー・ディリジェンスをどうするというところです。潜在的には法的責任にも関わってくることだと思いますので、この手引書で書く内容というものと法的責任がどう関係するのかというところが、ある種ディスクレーマー的な部分になるかもしれませんが、しっかりと丁寧に記述していかないといけないのかなと思います。

2点目は、先ほど、サプライチェーンマネジメント、バウンダリといったお話がありましたが、企業活動では、多様な方が関係する中にあって、企業として確認できること、確認できないことが確かにあるかと思います。事務局から企業の取り組みを集めていきたいというお話がありましたけれども、是非、実務的なところも踏まえた形での取りまとめをいただきたいという風に思いました。

3点目は、この手引書の要素案の中でも、個別テーマの解説・事例という形で書かれていますし、業態によっても差が出てくるというお話がございました。そういったものを踏まええれば踏まえるほど、具体的なところに踏み込んでいく形になると思いますので、この手引書の範囲として、どこまで個別に踏み込むものにするのか、そうではなく共通的なものにするのか、というところが今後の作業量にも大きく関わってくるかと思います。そこもしっかり丁寧に検討されたほうがよいのではないかと思いました。以上です。

〇 委員長

はい、ありがとうございます。

法的責任の問題は難しいのですが、上妻委員のご説明のように、免責になる場合がある、これの裏側としてはやってないと有責になる可能性が高いということかと思います。しかもそれは国によってjurisdiction (事務局注:管轄権。国により執行力が及ぶ範囲が異なる)がみんな違いますから、ある国では全然問題ないが、ある国で

は問題になり得る、というようなこともあり、なかなか難しいですね。

○ 上妻委員

参考程度に申し上げたいのですが、日本の会社法の善管注意義務の範囲は、先ほどおっしゃったように、法的責任の問題と非常に関わりがあって、会社がその違法行為をしないように管轄するのだという考え方が強いと思います。一方、イギリスの場合は、取締役責任の考え方が全然違っていまして、会社を成功に導くというのが一番大きな責任になります。そうなると社会の問題なども含めて幅広く見て、リスクマネジメントに対処していかなければならないというバックグラウンドがあります。

そういうところから出てくるデュー・ディリジェンスという考え方と、日本の中での、企業として相応の責任を果たすべきだという考え方は、根本的に違います。違うけれども、サプライチェーンを通じて、そのようなグローバルなレベルで言われているデュー・ディリジェンスがやってきたときに、理解できないと困るのです。このデュー・ディリジェンスの考え方が、会社の行動に絡めて出てきているところでは、どんなレベルのことを言われているのか、つまり、それは日本の状況とどんなふうに違うのかということが、情報としてちゃんと分かるということがまず必要で、そのためにどう対応するのかということは、その後でいいと思います。

一番、私は問題だなと思うのは、紛争鉱物がそうなのですが、紛争鉱物はもう完全にデューディリの話です。あれは書類をつくって申し送っていくだけで、チェック項目であなたのところはきちんとやっていますね、ずっとサプライチェーンを遡って申し送ってください、ということになっているので、おそらくデューディリの考え方としては合わないと思うのです。要するに、有効性評価のところで問題が出てくるかもしれない。だから途中で偽装があっても、ちゃんとチェックされているからそれでよいということになってしまいます。そのレベルでデューディリをやるのはちょっと考え方が違うかもしれませんね、みたいな点がわかるくらいで、まだ十分ではないでしょうか。あまり細かい手順は、私は書き込まない方がいいと思います。細かい手順が必要な場合は、例えば人権であれば、日本の弁護士連合会がつくった立派なガイダンス文書「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス(手引き)」があります。それからOECDの日本語の解説書も出ています。

いちばん大事なことは、そういうデューディリのプロセスが、今やっている日本の中小企業を含めた経営プロセスを土台に、何をどう変えたらそこに近くなるのか、というあたりのところを入口にし、細かい精緻な話というのは、2年とか3年とか経って改訂することがあったら、そのときに入れていけばよいと思います。そうではないと、おそらく事務局も原案なんかつくれないと思いますから。

委員長

具体的なツール、セルフチェックシートのようなものは、例えばグローバル・コンパクトで企業が使っている人たちが適宜見直しをやっているので、そういうものを可能ならば参考文献に書いておいて、実際にはそちらも参考にしてくださいと。仮に手引書でプログラムをつくったら、その時点からすぐ陳腐化が始まるという問題も

あります。レベルなども、訳の分からない設定をしても、結局ちょっと使いようもないという感じでおります。

○ 粟野委員

参考文献という話があったので今チェックしたのですが、非常に細かく、例えば RSPO (事務局注: Roundtable on Sustainable Palm Oil, 持続可能なパーム油のための円卓会議)の認証制度では、デュー・ディリジェンスにて、農薬について何をやるか、細かく上がっています。そういう、業界のもので中に細かく書き込まれているものを参考資料で挙げてはどうでしょうか。 具体的にはどういうことが本当に求められるのかについては、こういう業界ではこういうものが出ていますというのを参考資料でとにかく見つけていただいて、あげていくということが事例の代わりにもなると思います。

Ⅲ. 閉会

〇 委員長

その通りだと思います。

まだまだご意見がおありかとは思いますが、時間が残り5分となりましたので、事 務局に戻します。

○ 事務局

次回の検討会の日程ですが、委員の方々のご都合をお伺いして、11月の上旬で2回 目の開催をさせていただければ、と思います。ありがとうございます。

追加のご意見がありましたら、10月1日を目処に事務局までお願いいたします。

そして、議事録は案ができ次第、委員の皆さまに回付させていただきますので、ご確認をお願い申し上げます。適宜委員の皆さまにはご意見やご協力を賜ることがあるかと存じますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。以上です。

○ 環境省

本日はありがとうございました。貴重なご意見を多数いただきました。委員の皆さまのご意見をいただきまして、取りまとめて出させていただきます。これから半年、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上